

## 令和2年度 沖永賞の選考経過と授賞理由

令和2年度の沖永賞の選考経過と授賞理由についてご説明したいと思います。

### ■選考経過

・まず、選考経過ですが――、

昨年の9月、99人の労働関係の学者・研究者の方々、および「沖永賞審査委員会」の先生方にもお願いし、本年度の沖永賞の候補となる図書および論文の推薦をしていただきました。

・推薦の対象といたしましたのは――、

当センターの「労働関係図書・論文等の表彰の実施要綱」に基づき、平成30年（2018年）10月から令和2年（2020年）9月までの2年間に出版された図書および論文といたしました。

推薦していただきました図書および論文を、まず、沖永賞選考作業部会で事前審査をしていただき、そのうえで、本年1月20日、沖永賞審査委員会を開催し、慎重かつ厳正な審査を行いました。

その結果、つぎの図書3点を令和2年度の沖永賞の授賞作とすることに決定いたしました。

### ■授賞図書

・授賞された図書は、早川智津子さん著の「外国人労働者と法―入管法政策と労働法政策―」（信山社、2020年3月20日刊行）、濱口桂一郎さんの「日本の労働法政策」（労働政策研究・研修機構、2018年10月30日刊行）および渡邊勉さん著「戦争と社会的不平等―アジア・太平洋戦争の計量歴史社会学―」（ミネルヴァ書房、2020年3月31日刊行）の3点です。

・また、授賞論文はございませんでした。――、

### ■授賞理由

つぎに、授賞理由についてご説明したいと思います。

はじめに、早川智津子さんの著作『外国人労働者と法』ですが――、

本書は、外国人労働者をめぐる法政策に関して、入管法政策と労働法政策という、理念を異にする2つの法政策が存在することを基本的視点として示したうえで、両者の視点の調和や調整を図る必要があるという立場から、外国人労働者

をめぐる日本の入管法と労働法の展開内容について分析し、評価を加えるものです。また、日本法の課題に対応するうえで参考になるものとして、アメリカ合衆国の移民法と労働法の動向を検討し、それらを踏まえて日本法への示唆を導いています。

本書では、まず第1部「外国人労働政策の視点」で、外国人労働者をめぐる法政策においては、いかなる外国人を受け入れるかという「選択」の理念の実現を担う入管法政策と、受け入れた外国人の自国民との平等取り扱いという「統合」の理念の実現を担う労働法政策があり、両政策の調整や調和を図る必要があることを指摘します。

そのうえで、第2部「日本法の状況」では、2018年の入管法改正をめぐる動きや、様々な局面で積み上げられてきた外国人労働をめぐる判例の動向を丁寧にフォローするとともに、入管法と労働法のハイブリッドといえる技能実習法により規律がなされることになった外国人技能実習制度の分析・検討を行っています。それにより、入管法においては、国内の労働市場への影響を判断して外国人労働者の受け入れの可否を判断するしくみが不十分であること、労働法においては、外国人差別問題への法的な対応や労働市場法における外国人の特質を考慮した対処が不十分であることなどを指摘し、これらが現在における日本法の課題であると述べています。

こうした日本法の課題への対応に参考になるものとして、第3部「アメリカ法の検討」をおこなっています。まず、アメリカ合衆国の入管法について、外国人の入国許可が国内労働市場に悪影響を与えるかどうかをチェックする労働証明制度について詳細に検討しています。また、同国の労働法については、出身国及び国籍による雇用差別の禁止、失業保険などの労働市場法制における外国人労働者をめぐる法規律等について検討を行っています。これらの検討をふまえて、日本法への示唆として、日本型労働証明制度の導入が考えられることや、外国人差別の特色を考慮した差別禁止の手法を検討すべきことなどが挙げられています。

本書は、これまで入管法と労働法のそれぞれで検討されてきた問題を、両法分野を包摂する視点から、比較法的研究も踏まえて総合的に検討したパイオニア的な研究であり、理論面において、また、近年急速に展開した外国人労働者の受け入れ制度や統合の手法を吟味する政策面において、有意義な貢献をなす著作といえます。

したがって、本審査委員会は、本書を沖永賞にふさわしい作品と判断しました。

つぎに、濱口桂一郎さんの著作『日本の労働法政策』ですが――、

本書は、第1部「労働法政策序説」で、総論的検討を行った後、第2部「労働

市場法政策」、第3部「労働条件法政策」、第4部「労働人権法政策」、第5部「労働関係法政策」で、各領域に属する労働立法過程を詳細に跡づけ、分析を加えた1000頁を超える大著です。本書は、次の点において、労働関係に関する従来の研究書にはみられないオリジナルな貢献をなす作品と評価できます。

第1に、本書は労働法政策の全領域を網羅して、これを通史的に詳細に、かつ正確に跡づけた点において、類書を見ないものです。しかも、これだけ広範な領域を対象としていながら、要点をコンパクトに描き出すことに成功しており、労働法政策研究における著者の並々ならぬ力量を示しています。

第2に、本書は、労働立法の政策決定プロセスに焦点を当てて、政労使というプレーヤー間のせめぎ合いのなかでどのように労働政策・労働立法が決定され、展開されていったのかをダイナミックに解き明かしている点で、類書を見ないものです。

第3に、その立法プロセスにおけるプレーヤーの行動をたどるだけでなく、重要な政策転換をもたらした要因は何であったのかについて、労働行政に通暁した著者にして初めて可能となるような分析・評価を随所で行っている点でも類書を見ないものです。特に、政労使の政治的な文脈における行動やその背景を摘示していること、また、国際的視点を持って日本の労働立法の展開を客観的に評価していることなどは、特筆すべき本書の特長といえます。

第4に、以上のような労働法政策の詳細な各論的検討の総論ともいえるべき議論を第1部において「労働法政策序説」として展開している点も筆者のオリジナルな学術的貢献といえます。

1980年代後半以降、労働法は立法の時代に入ったと言われますが、雇用社会の変容の速さは労働立法のスピードをも加速させています。そうした現代において、労働法政策立案から実行にいたるプロセスに着目し、これに政労使それぞれのプレーヤーの立場を深く吟味し、また、これをとりまく政治・経済・国際情勢を俯瞰する視点からの評価を加えつつ、法政策研究に不可欠の法律学の観点をも踏まえて分析した本書は、今後の労働法政策の展開を考える上での必読文献ともいえ、学界の貴重な共有財産をなすものと評価できます。

したがって、本審査委員会は、本書を沖永賞にふさわしい作品と判断しました。

続きまして、渡邊さんの著作『戦争と社会的不平等』ですが――、

本書は、戦争が社会的不平等に及ぼす影響を日本の経験をもとに明らかにしようとするものです。具体的には、職業階層や職業移動に焦点を当てた社会調査の個票データを計量的に分析することによって、この課題を達成しようとしています。

本書の研究方法上の特徴は、社会階層と社会移動全国調査（いわゆる SSM 調査）の 1955 年から 2005 年まで 6 回分の調査データを統合し、同調査が継続的に蓄積してきた職業経歴に関する個票データを分析することにより、集計データの分析や個別事例の叙述的研究では実現できない精緻な分析を可能にしていることです。このデータを活用することにより、様々な関連要因を統制した上で、戦争が人々にどのような影響を及ぼしたかを明らかにしています。これを可能にするために、著者は、膨大な数の個票データの合併・整備に多大な労力を投じています。また、本書では、1981 年に当時の雇用促進事業団・雇用職業総合研究所（現在の労働政策研究・研修機構）が実施した第 2 回職業移動と経歴調査の個票データの分析も行っています。

これらのデータを用いたさまざまな分析の結果、本書は、戦争が社会的不平等のありかたに及ぼした影響を多岐にわたって解明しています。たとえば、1) 生まれ年によって徴兵される確率が大きく異なったこと、2) 1941 年以後、対米英戦争開始によって戦況が激化すると、一面で職業階層による徴兵確率の差は小さくなるが、管理職・専門職など上層ホワイトカラー層は、徴兵確率が低かったこと、3) 徴兵経験がある者は、終戦直後の時期には低い階層帰属意識をもっていたが、1955 年くらいまでの時期には、そうした格差は、解消したことなど、重要な指摘を行っています。これらの分析を総合して、著者は、「戦争は社会を平等化させる」側面の重要性を認めつつ、「特定の階層の人々は強固に守られ、不平等が維持された」側面があることを指摘しています。

労働や職業に関わる社会的不平等を考察する際には、賃金や所得におけるそれが問題とされることが多いわけですが、本書は、徴兵されやすさや、それと関連する死亡率の高さなど、金銭的報酬に還元されない諸要素にも着目するとともに、それらの事象の連関が戦後長きにわたる人々の生活に及ぼした影響にまで射程を伸ばしたスケールの大きな歴史社会学的研究であり、その精緻な分析手法とあいまって、今後さまざまな分野で参照されていくことになることと予想されます。

したがって、本審査委員会は、本書を沖永賞にふさわしい作品と判断しました。

以上でございます

沖永賞審査委員長 仁田 道夫